

弁護士過疎地域における弁護士の役割と課題

久 貝 克 弘

司会 今日は弁護士の久貝克弘先生に岡山からお越しいただきました。先生は2004年にこの法学部を卒業された後、弁護士になられて、現在は高梁ひまわり基金法律事務所です。で所長を務めていらっしゃいます。

まずは学部長からご挨拶をお願いしたいと思います。

学部長 本日、久貝先生にはご多忙の中、また、足元の悪い中ご講演においでくださり、本当にありがとうございます。久貝先生は2004年に香川大学法学部を卒業されて、旧司法試験に合格され、東京でしばらくお仕事されたのち、岡山県高梁市で開業されています。高梁市は30年間弁護士の事務所がなかったという弁護士過疎地域であって、今そこで活躍されています。今日はそういう話ばかりでなく、後輩の皆さんに対して、いろいろなアドバイスやメッセージも頂戴できるのではないかと思います。それでは、よろしく願いいたします。

久貝 皆さんこんにちは。高梁ひまわり基金法律事務所の所長弁護士をしております久貝です。今日は久々に大学のJ3教室に入りましたが、大学時代を思い出しました。とても懐かしく思います。今日は天気が悪い中これだけの聴講生の方に来ていただいて、本当にありがとうございます。そして私にこういった貴重な時間を与えて下さった山本先生はじめ香川大学の皆様には厚く御礼申し上げます。

私は、山本先生のゼミ生でした。当時ゼミ生は私一人で、山本先生と二人でホテルに行って昼食をとりながらゼミをしたという思い出があります。当時ゼミで扱っていた題

材がロールズの正義論でした。その時に学んだことが、その後の司法試験の受験勉強に活きましたし、弁護士になってからは、仕事の上での価値基準として重要なものになっています。

私は、まだ3年目の弁護士で、いわゆる「町弁」として働いている弁護士です。専門性の高いお話をすることはできません。ただ、私の事務所には、他の事務所にはない特色があります。それは、司法過疎地域と言われる場所にあるということです。司法過疎地域での日々の業務において感じている事をお話ししたいと思います。また、これから進路を考えるに当たって、参考になればという意味を込めて、私が司法試験を志したきっかけや、受験勉強の方法、司法修習についてもお話しいたします。

では、まず私の自己紹介をいたします。私は沖縄県の石垣島出身です。高校卒業まで、石垣島で過ごしました。香川大学法学部に2000年に入学しました。2004年に大学を卒業した後上京し、4年間東京で旧司法試験の勉強をしました。その後、実家の石垣島へ戻り2年間勉強し、2010年に最終合格いたしました。その後、司法修習を経て2013年12月に弁護士登録をし、東京フロンティア基金法律事務所にて2年間勤務しました。2016年3月29日に高梁ひまわり基金法律事務所を開設し、初代所長として赴任しました。

高梁市の人口は約3万人ですが、高梁ひまわり基金法律事務所が開設されるまで、約30年間常駐の弁護士がいませんでした。



〈弁護士を目指したきっかけ〉

小学校3年生の時でした。当時私は団地に住んでいました。私には、妹がいます。その妹が、団地に住んでいる複数の女の子からいじめられるという事件がありました。父親は出張が多くて不在がちでした。そのため、母親が、妹を守るために、いじめた女の子達やその親と戦う姿を見たのが、弁護士を志したきっかけです。理不尽な目にあっても声を出せない人に代わって、戦う人になりたいと思いました。その時は、弁護士という具体的な目標はなかったのですが、今から振り返ってみると、その時が、弁護士を志すきっかけになったターニングポイントだったように思います。

高校生の時に、「レインメーカー」という映画を見たのをきっかけに、具体的に弁護士になろうという目標ができました。

〈旧司法試験の受験勉強について〉

私が大学を卒業した2004年はロースクールが始まった時期でしたが、私の中に、ロースクールに進学するという選択肢はありませんでした。

私が受験した旧司法試験には、短答、論文、口述試験がありました。

私の勉強方法は、東京で勉強していた時と石垣島で勉強していた時とでやり方が異なります。

東京にいる時は、複数の基本書や受験教材に手当たり次第手をつけるというやり方をしていました。

しかし、石垣島に帰ってからは、そのような勉強ができなくなりました。石垣島には、東京のような書店はありませんし、市の図書館に行っても法律の書籍はほとんどなかったため、自然と勉強の範囲が狭まっていったのです。

私がやった事と言えば、過去問をくり返し解き、自分で採点をするという事です。

論文試験の過去問も法務省のホームページからダウンロードして、午前中に、2問ずつ手で書き、午後から自分で採点をし、分からないところは、手元にあった基本書で調べるといことをしていました。採点は、法務省のホームページにある出題趣旨と市販の合格者答案を見ながら行っていました。

石垣島で受験していた時には、受験直前に通信教育で模擬試験を受講していましたが、模擬試験で、合格推定点を越えたことはほとんどありませんでした。

今日聞いておられる皆さんの中には、公務員試験や、今後司法試験を目指す方もいらっしゃると思います。

参考にして欲しいのは、ハードルの高い試験を受験する時の注意点として、手を広げすぎないという事です。手元にある資料を駆使して、絞り込んだ勉強をしてください。

〈司法修習について〉

司法修習に行くまで、司法修習がどういうものか、全くわかりませんでした。

司法修習に行つて初めて分かつた事ですが、合格者を数多く輩出している大学出身者は、司法修習に来る前から、既に司法修習の準備をしていました。

この中にも、将来、法曹を目指す方もいらっしゃると思うので、司法修習についても少し触れたいと思います。

私が司法修習生の時には、前期修習、実務修習、後期修習がありました。

前期修習では、和光市にある司法研修所で、要件事実等の基礎的な事柄を座学で学びます。

実務修習では、裁判修習、検察修習、弁護修習があり、それぞれ、裁判所、検察庁、弁護士事務所で、実際の実務に携わつて修習を行います。

裁判修習は、民事裁判修習と刑事裁判修習があります。裁判記録を事前に見て裁判を傍聴し、事件について、裁判官と議論をします。時には、判決起案を行います。この中で、将来弁護士になりたいと思つていらっしゃる方は、裁判修習を特に大事にされる事をお勧めします。証拠の見方、経験則の用い方等、裁判官と具体的事件を基にして話をする機会は修習以外にないかもしれません。もう一度司法修習をやり直す事ができたなら裁判修習をやり直したい、と思う程重要な修習です。

検察修習では、捜査と公判の修習を行います。捜査の修習では、修習生が実際に被疑者の取調べを行つたり、起訴状を起案し終局処分を行います。公判の修習では、証拠分けを行います。

弁護修習では、民事弁護、刑事弁護の修習を行います。実際に訴状、答弁書、準備書面の起案を行います。また、接見に行き、勾留に対する準抗告の起案をしたり、最終準備書面の起案を行います。

後期修習は、司法研修所に戻つて、二回試験に向けた準備をします。

この中で、裁判官を目指す方もいると思います。恥ずかしい話ですが、私は、修習に行くまで、どのように裁判官が選抜されるのか、わかりませんでした。

裁判官を目指す方は、修習に行く前に、身近に裁判官がいらっしゃれば是非その方に、準備の仕方を聞いてください。

〈ひまわり基金法律事務所について〉

ひまわり基金法律事務所は、弁護士過疎の解消のために日弁連、地元弁護士会、弁護士会連合会からの支援を受けて運営される事務所のことを言います。

分かりやすく説明すると、弁護士過疎地域というのは、地裁の支部に弁護士がいない、

若しくは、一人しか弁護士がいない地域をいいます。

2000年6月に鳥根県浜田市に「石見ひまわり基金法律事務所」が開設されたのを機に、各地域に設立されていきました。現在では、49の事務所が稼働しています。

日弁連、地元弁護士会、弁護士会連合会からの支援について説明しますと、開設にあたり経済的支援を受ける事ができたり、支援委員会が組織され、支援委員会から事務所経営や事件処理等について助言をもらうことができます。

公設事務所の所長には、他の一般の事務所と異なり、公益活動を行う等の義務があります。収入については、基本的に独立採算で行います。

所長となるためには、支援委員会の選考を経る必要があります。

高梁ひまわりの場合には、たしか、私を含め7名の応募者がいたと記憶しています。

高梁ひまわりは、私が初代の所長でしたので、事務所の物件選び、内装、備品の準備等を全て一人で行いました。

事務所開設を通して得た経験はとても貴重なものとなりました。

公設事務所への赴任を志したきっかけは、八重山ひまわり基金法律事務所でもアルバイトを経験したことでした。

私の故郷である石垣島に、八重山ひまわり基金法律事務所があります。

私は、司法試験合格後、そこで、アルバイトをする機会に恵まれました。そこで、初めて、弁護士の仕事を見ることができました。



相談者の事前の了解の下、法律相談に同席できる事もありました。

そこに持ち込まれる事件は、どれも深刻なものばかりでした。弁護士が地域に少ないわけですから、相談者が弁護士にかかる期待は大きなものでした。

依頼者と真摯に向き合い、一つ一つそれぞれ個性がある事件に対して、事件にあった解決策を考え出す姿勢にとっても感銘を受けました。

まさしく、私がなりたい弁護士の姿がそこにありました。

〈養成事務所について〉

ひまわり基金法律事務所へ赴任する弁護士を養成する事務所が全国にいくつかあります。

私は、その一つである東京フロンティア基金法律事務所に入所しました。

事務所では、一年目から一人で事件を担当することもあります。また、自分で、着手金、報酬金を決めることも求められます。

もし、興味がありましたら、日弁連のホームページにも養成事務所の一覧がありますので、見てみてください。

〈高梁ひまわり基金法律事務所での活動について〉

岡山の弁護士数は、今年4月1日現在で、397名となっています。397名の大部分が、岡山市内や倉敷市に集中しています。

私のいる高梁市の人口は、平成29年5月末時点で31,543人となっています。

高梁市は、高齢者が多く、人口減少が進んでいるという特徴があります。過去に消滅都市の一つとして取り上げられたこともありました。特に山間部における高齢化と人口減少は深刻です。

私が平成28年3月29日に赴任してきてから、平成29年5月末までの相談件数は229件でした。

相続、借金、夫婦関係、交通事故、不動産、刑事、相隣関係、労働、消費者被害、後見、行政等幅広い内容の相談が寄せられています。

平成29年5月末時点までの受任件数は97件でした。受任率は約42%となっており、約2件に1件は事件を受任しなければいけない状態です。

昨今、過払金返還請求に関するテレビCMが流されているため、過払金返還請求はほとんどありません。

弁護士が30年間いなかった弊害だと思うのですが、消滅時効の援用で終わる事ができる事件であるにも関わらず、時効援用せずに支払いをしてしまっているケースが一定

数あるように思います。

例えば施設に入所しているお年寄りのところに業者から請求書が届きます。請求書の最終弁済日を見ると、時効にかかっている可能性が高い事が一目瞭然でわかります。しかし、これを見てびっくりした施設の利用者が、施設の担当者に相談すると、施設の担当者が、何とかしようと思って、消費者金融に電話してしまうわけです。そうすると、業者の方が、請求書よりも低い金額での和解案を提案します。施設の方は、その和解案を利用者に伝えます。私のところに来た相談は、和解の直前で相談に来られたので、消滅時効を援用して終了しました。しかし、同様のケースで和解してしまっていることもあるのではないか、と思います。

高齢者が多い地域であるにも関わらず、弁護士がいない事による大きな弊害だと思います。高齢者の方が頼れる者は少ないですし、高齢者の方から相談を受けた方も、自分以外に解決できる人はいないわけです。そこで、気づかないうちに、非常に危険な処理をしてしまう。

借金の関係で言えば、ヤミ金の相談も多いように感じます。

相続事件では、弁護士に求められる仕事の範囲が広いように感じます。高梁では、相続人が、高齢者ばかりというケースも多くあります。そのため、遺産分割協議が成立したとしても、依頼者が、他の相続人に対する代償金の送金をできないという事も多くあります。私が高梁で相続事件を受任する時には、遺産分割成立後の事務手続きも踏まえて受任しています。これまで行った遺産分割協議後の後処理として、預貯金の解約、代償金の送金、建物の解体業者の手配、建物の滅失登記、解体後の土地の引渡し等を行ってきました。

後見については、高梁市には後見をされる司法書士がいますが、司法書士では対応できない事件が、弁護士の下に来るようになっていきます。経済的虐待が疑われるような事件等がそれに当たります。

私自身、一番大きな問題だと思うのが消費者事件です。私が高梁に赴任した当初、高梁の市役所の職員や、警察署の職員などから、布団の押し売りはあるが、高額な消費者事件の被害はない、と言われました。ところが、実際に赴任してみると、数千円円の被害に遭ったという相談を受けました。同様の手口による相談が複数件ありました。

被害の実態が伝わらない原因として、過疎化のため、身近に相談できる家族がいない事や、世間体を気にして、市役所や警察等の公的機関に行きづらいことが挙げられます。

相談の内容によっては、公的機関に行くよりも民間である法律事務所の方が相談に行きやすいこともあるようです。

私は、高梁にも法律事務所ができた事や私自身の事を知ってもらうために、講演活動を積極的に行っています。今年の5月には、高梁の地区社協が主催している「カフェたまり場」に参加しました。「カフェたまり場」とは、地区社協が主催して、月に1回、お年寄りを集めて座談会やお茶飲み会を行うイベントです。そこへ私が行き、最初の20分間程度、相続や借金の問題等の講演をした後に、一緒にお茶を飲みながら話を聞くということをしました。

〈今後の高梁での課題〉

今後の高梁での課題ですが、やはり、弁護士が存在をいかにして知ってもらうか、という事です。これまで30年間弁護士がいなかったわけですから、弁護士に対するアレルギーが強いように感じます。

相談者から、弁護士に相談に行くことを「風が悪い。」と思っていたとよく聞きます。「風が悪い」とは、体裁が悪いという意味です。

自分の悩み事を自分で解決できず、他人にお願いする事について、体裁が悪いと感じるようです。

また、依頼者から、「話しやすい先生でよかった。怒られなくて済んだ。」という話もよく聞きます。弁護士に対して、怖いというイメージがあるようです。

市民にとっていかに身近な法律事務所となれるか、非常に重要な課題です。

次に高齢者の方への対応です。外に出られないお年寄りに支援の輪を広げていく方法を考える必要があります。非常に高額な消費者事件の被害者が出ている地域ですので、早急に対応する必要があります。他の専門機関との連携強化を図る必要があります。

最後に、零細個人企業の支援というのがあります。高梁にも多くの零細個人企業があり、その中でも、後継者がいない企業の支援が必要であると感じています。廃業するための方法について、相談が寄せられています。

課題解決のためには、私自身の実力の底上げが必要ですし、他の機関との連携強化を図っていく必要があります。

今日は、話を盛り込みすぎてしまい、時間をちょっと超過してしまいましたが、最後まで話を聞いて頂きありがとうございました。このような機会を与えて頂きありがとうございました。

(くがい・かつひろ 高梁ひまわり基金法律事務所所長弁護士)

【編集注】

本稿は、平成29年7月5日に行われた香川大学法学会講演会の記録である。